

開業時の諸手続きについて(開設の届け出等)

①保険所への届け出

施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項)

届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 開設の年月日
- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 法第一条に規定する業務の種類
- 六 業務に従事する施術者の氏名及び当該施術者が目が見えない者である場合にはその旨
- 七 構造設備の概要及び平面図

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第22条)

※開設前に届け出ることはいけません。

※現在、開設者及び施術者の本人確認が必要となっています。運転免許証等の原本が必要です。

②施術所の備えるべき要件

(施術所の構造設備基準)

- 一 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 二 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 三 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 採光、照明及び換気を充分にすること。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第25条、第26条)

③罰金等

施術所の開設、変更、休止、再開、廃止等の届け出の義務に違反した者は30万円以下の罰金。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第13条の8第5項)

④立ち入り調査

道府県知事(保険所法の政令市(兵庫県下では神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市)にあっては市長)は、施術所の開設者若しくは施術者から必要な報告を提出させ、または吏員にその施術所に臨検し、その構造設備もしくは法第9条の3第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第10条)

⑤出張専門の場合

専ら出張のみによってその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を記載した届出書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも同様とする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3)

⑥個人事業の開業届出 ー税務署ー
事業の開始等の事実があった日から1月以内に提出。

⑦個人事業の開業廃止届出 ー兵庫県ー
個人事業を開業するとき、または廃業するときに提出する届です。なお、この届の提出は任意となっています。(義務ではありません)

※(参考)ただし、西宮市のホームページには次のように記載されています。(根拠不明?です)

あんま・はり・きゅうの施術所、柔道整復の施術所を開設したり、廃止、内容を変更する場合は、事前申請または届け出が必要です。

診療所、助産所及び施術所を開設される際は、事前に平面図（設備）及び診療所、助産所及び施術所の名称等について協議をさせていただいておりますので、開設に係る様式は掲載しておりません。開設に係る様式をお求めの際は、事前にご連絡をいただいておりますようお願いいたします。

保険総務課 西宮市江上町3-26 保健所 2階 電話番号：0798-26-3681

<https://www.nishi.or.jp/kenko/hokenjojoho/iji/tetsuzuki/shinryojou.html>

(参考)

尼崎市 施術所に係る届出手続用紙

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_iryuu/049imukankei/049_21166.html

※こちらを参考に必要書類等を整えては如何でしょうか。

神戸市 施術所関係様式

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35626/business/todokede/hokenfukushikyoku/imuyakumu/imuyoushiki.html>

※書類のみです。